

留守家庭児童育成会運営助成金 平成24年度予算の内容

区分		平成24年度予算	平成23年度
対象児童		・小学1～3年生 ・4年生以上の児童も加えることができる (ただし、小学1～3年生及び高学年障害児で6人以上であること)	
基本額 (※)	10～19人	2,019,000 円	1,917,000 円
	20～35人	2,883,000 円	2,761,000 円
	36～45人	4,054,000 円	3,902,000 円
	46～55人	3,896,000 円	3,749,000 円
	56～70人	3,737,000 円	3,595,000 円
	71人～	3,579,000 円	3,442,000 円
障害児受入推進助成		1,520,000 円	1,472,000 円
健康診断費		年1回に限り1/2補助 1育成会あたり 3,700円(限度)	年1回に限り1/2補助 1育成会あたり 3,500円(限度)
専用室障害児受入促進助成		育成会が新たな障害児を受け入れるために、留守家庭児童専用室に必要な改修を行った場合、その改修費用の2分の1を補助(助成限度額 125,000円)	
緩和措置	児童数 10～19人 障害児なし	7,750 円	117,500 円
	児童数 20～35人 障害児なし	291,850 円	705,700 円
実施場所		専用室(市がリース) または民家等(家賃の2/3、月額38,000円を限度として補助)	
ひとり親減免に対する助成		ひとり親世帯の保護者負担金を減免した場合、減免した額の2分の1を補助(児童1人あたり 月額3,000円限度)	

※土曜日開設加算及び長時間開設加算3時間分を加算した場合の基本額

留守家庭児童育成会運営助成要綱の主な改正点（平成 24 年 4 月 施行）

	現行	改正後																																																								
定義 第 3 第 1 項	この要綱において「留守家庭児童」とは、次に掲げる要件を備えていると認められたものをいう。	この要綱において「留守家庭児童」とは、 <u>市内に住所を有するものであって、次に掲げる要件を備えていると認められたものをいう。</u> ※市内住所要件を明記																																																								
助成金基本額 第 9 第 1 項 第 1 号 ~ 第 6 号	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th> <th>人数区分</th> <th>4月</th> <th>5~3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>10~19人</td> <td colspan="2">86,750</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>20~35人</td> <td>157,120</td> <td>157,080</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>36~45人</td> <td>252,240</td> <td>252,160</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>46~55人</td> <td>239,490</td> <td>239,410</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>56~70人</td> <td>226,620</td> <td>226,580</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>71人以上</td> <td>213,870</td> <td>213,830</td> </tr> </tbody> </table>	号数	人数区分	4月	5~3月	第1号	10~19人	86,750		第2号	20~35人	157,120	157,080	第3号	36~45人	252,240	252,160	第4号	46~55人	239,490	239,410	第5号	56~70人	226,620	226,580	第6号	71人以上	213,870	213,830	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th> <th>人数区分</th> <th>4月</th> <th>5~3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号</td> <td>10~19人</td> <td>88,870</td> <td>88,830</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>20~35人</td> <td>160,870</td> <td>160,830</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>36~45人</td> <td>258,490</td> <td>258,410</td> </tr> <tr> <td>第4号</td> <td>46~55人</td> <td colspan="2">245,250</td> </tr> <tr> <td>第5号</td> <td>56~70人</td> <td colspan="2">232,000</td> </tr> <tr> <td>第6号</td> <td>71人以上</td> <td>218,870</td> <td>218,830</td> </tr> </tbody> </table> ※額の変更	号数	人数区分	4月	5~3月	第1号	10~19人	88,870	88,830	第2号	20~35人	160,870	160,830	第3号	36~45人	258,490	258,410	第4号	46~55人	245,250		第5号	56~70人	232,000		第6号	71人以上	218,870	218,830
号数	人数区分	4月	5~3月																																																							
第1号	10~19人	86,750																																																								
第2号	20~35人	157,120	157,080																																																							
第3号	36~45人	252,240	252,160																																																							
第4号	46~55人	239,490	239,410																																																							
第5号	56~70人	226,620	226,580																																																							
第6号	71人以上	213,870	213,830																																																							
号数	人数区分	4月	5~3月																																																							
第1号	10~19人	88,870	88,830																																																							
第2号	20~35人	160,870	160,830																																																							
第3号	36~45人	258,490	258,410																																																							
第4号	46~55人	245,250																																																								
第5号	56~70人	232,000																																																								
第6号	71人以上	218,870	218,830																																																							
土曜開設加算 第 9 第 1 項 第 7 号	土曜開設加算額として、月額 <u>48,750 円</u> を前各号までに規定する額に加算する。	土曜開設加算額として、月額 <u>50,160 円</u> を前各号までに規定する額に加算する。 <u>(4 月については、50,240 円)</u> ※額の変更																																																								
長時間開設加算 第 9 第 1 項 第 8 号	年を平均して午前 8 時から午後 7 時の間において 8 時間を超えている場合、長時間開設加算額として、1 時間あたり月額 <u>8,080 円</u> を第 1 号から第 6 号までに規定する額から加算する。 <u>(4 月については、8,120 円)</u>	年を平均して午前 8 時から午後 7 時の間において 8 時間を超えている場合、長時間開設加算額として、1 時間あたり月額 <u>9,750 円</u> を第 1 号から第 6 号までに規定する額から加算する。 ※額の変更																																																								
健康診断費 第 9 第 3 項	健康診断に係る支払った経費の 2 分の 1 に相当する額（円未満は切り捨てる。）を当該年度中 1 回に限り助成する。ただし、 <u>3,500 円</u> を限度とする。	健康診断に係る支払った経費の 2 分の 1 に相当する額（円未満は切り捨てる。）を当該年度中 1 回に限り助成する。ただし、 <u>3,700 円</u> を限度とする。 ※助成額の上限の変更																																																								
障害児受入推進助成 第 9 第 4 項	月の初日において 1 人以上の障害児を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、 <u>障害児受入推進助成として月額 122,660 円</u> を助成する。 <u>(4 月については、122,740 円)</u>	月の初日において 1 人以上の障害児を受け入れており、かつ、障害児受入に対応できる指導員がいる場合は、 <u>障害児受入推進助成として月額 126,660 円</u> を助成する。 <u>(4 月については、126,740 円)</u> ※額の変更																																																								
緩和措置 第 9 第 7 項	21 年度より助成額が減少となる以下の育成会が対象 ①10-19 人障害児なし 9,790 円（4 月は 9,810 円） ②20-35 人障害児なし 58,800 円（4 月は 58,900 円）	21 年度より助成額が減少となる以下の育成会が対象 ①10-19 人障害児なし 640 円（4 月は 710 円） ②20-35 人障害児なし 24,320 円（4 月は 24,330 円） ※額の変更																																																								